

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和5年11月27日(2023.11.27)

【公開番号】特開2021-138543(P2021-138543A)

【公開日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2021-044

【出願番号】特願2020-195549(P2020-195549)

【国際特許分類】

B 6 5 H 5/06(2006.01)

10

G 0 3 G 15/00(2006.01)

G 0 3 G 21/16(2006.01)

G 0 3 G 21/14(2006.01)

B 4 1 J 29/393(2006.01)

B 4 1 J 29/38(2006.01)

B 6 5 H 31/24(2006.01)

【F I】

B 6 5 H 5/06 D

20

G 0 3 G 15/00 5 5 0

G 0 3 G 21/16 1 0 4

G 0 3 G 21/16 1 4 7

G 0 3 G 21/14

B 4 1 J 29/393 1 0 5

B 4 1 J 29/38 2 0 6

B 6 5 H 31/24

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月16日(2023.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートを搬送する搬送ローラ対を有する搬送ユニットを支持するシート搬送装置の支持枠体であって、  
底板と、

前記底板に固定され、前記搬送ローラ対の回転軸線方向において前記搬送ユニットの一端側を支持する第1側板と、

前記第1側板に対して所定の間隔を開けて前記底板に固定され、前記回転軸線方向において前記搬送ユニットの他端側を支持する第2側板と、を備え、

前記第1側板は、前記搬送ユニットの一端側を支持する支持部と、前記支持部に対して曲げ起こされた第1曲げ起こし部と、前記搬送ユニットのシート搬送方向において前記第1曲げ起こし部に対して反対側に設けられ前記支持部に対して曲げ起こされた第2曲げ起こし部と、を有し、

前記支持部は、前記第1側板を前記第2側板に対して位置調整する際に前記第1側板の揺動中心となる揺動中心部を有し、

前記揺動中心部は、鉛直方向において前記第1曲げ起こし部の下端部及び前記第2曲げ起こし部の下端部よりも下方に突出して前記底板と当接している、

40

50

ことを特徴とするシート搬送装置の支持枠体。

**【請求項 2】**

前記底板は、前記揺動中心部が当接する底面部と、前記底面部に対して上方に曲げ起こされた第1曲げ部と、前記シート搬送方向において前記第1曲げ部に対して反対側に設けられ前記底面部に対して上方に曲げ起こされた第2曲げ部と、を有し、

前記第1曲げ起こし部の下端部及び前記第2曲げ起こし部の下端部は、前記底面部に当接しない、

ことを特徴とする請求項1に記載のシート搬送装置の支持枠体。

**【請求項 3】**

前記第1曲げ起こし部は、前記第1曲げ部と固定され、

10

前記第2曲げ起こし部は、前記第2曲げ部と固定される、

ことを特徴とする請求項2に記載のシート搬送装置の支持枠体。

**【請求項 4】**

前記第1側板の前記支持部と前記底面部とを固定する固定板金をさらに備える、

ことを特徴とする請求項3に記載のシート搬送装置の支持枠体。

**【請求項 5】**

前記揺動中心部は、前記第1側板を前記搬送ユニットの回転軸線方向から見た場合に、  
前記底板と当接する端部が円弧形状を有している、

ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載のシート搬送装置の支持枠体。

20

**【請求項 6】**

前記第1側板は、前記鉛直方向の最大長さが、水平方向の最大長さの2倍以上である、  
ことを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載のシート搬送装置の支持枠体。

**【請求項 7】**

前記第2側板は、前記鉛直方向に延び、前記搬送ユニットの他端側を支持する第2支持部と、前記第2支持部に対して折り曲げて形成され、前記底板に対して固定される底板固定部と、を有する、

ことを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載のシート搬送装置の支持枠体。

30

**【請求項 8】**

前記底板は、前記揺動中心部が当接する面と反対側の面にキャスターが取り付けられている、

**【請求項 9】**

請求項1乃至8のいずれか1項に記載のシート搬送装置の支持枠体と、

前記支持枠体を覆う外装カバーと、

を有するシート搬送装置。

**【請求項 10】**

請求項1乃至8のいずれか1項に記載のシート搬送装置の支持枠体と、

前記シート搬送方向において前記搬送ローラ対よりも下流側に設けられ、前記搬送ローラ対によって搬送されたシートの画像情報を読み取る読み取りユニットと、を備え、

前記読み取りユニットは、前記回転軸線方向における一端側が前記第1側板に支持され、前記回転軸線方向における他端側が前記第2側板によって支持される、

40

ことを特徴とする画像読み取り装置。

**【請求項 11】**

シートに画像を形成する画像形成装置と、

前記画像形成装置に対してシート搬送方向下流側に設けられ、前記画像形成装置によって形成された画像情報を読み取る請求項10に記載の画像読み取り装置と、

前記画像読み取り装置に対してシート搬送方向下流側に設けられ、前記画像読み取り装置を通過したシートを排出する排出装置と、を備える、

ことを特徴とする画像形成システム。

50

**【請求項 12】**

前記画像読取装置によって読み取った画像情報に基づいて異常画像の有無を判定する判定手段をさらに備え、

前記排出装置は、シートを積載する複数のトレイを有し、前記判定手段の判定結果に基づいて異常画像が検出されたシートと異常画像が検出されないシートとを異なるトレイへ排出する、

ことを特徴とする請求項1\_1に記載の画像形成システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係るシート搬送装置の支持枠体の代表的な構成は、

シートを搬送する搬送ローラ対を有する搬送ユニットを支持するシート搬送装置の支持枠体であって、底板と、前記底板に固定され、前記搬送ローラ対の回転軸線方向において前記搬送ユニットの一端側を支持する第1側板と、前記第1側板に対して所定の間隔を開けて前記底板に固定され、前記回転軸線方向において前記搬送ユニットの他端側を支持する第2側板と、を備え、前記第1側板は、前記搬送ユニットの一端側を支持する支持部と、前記支持部に対して曲げ起こされた第1曲げ起こし部と、前記搬送ユニットのシート搬送方向において前記第1曲げ起こし部に対して反対側に設けられ前記支持部に対して曲げ起こされた第2曲げ起こし部と、を有し、前記支持部は、前記第1側板を前記第2側板に対して位置調整する際に前記第1側板の揺動中心となる揺動中心部を有し、前記揺動中心部は、鉛直方向において前記第1曲げ起こし部の下端部及び前記第2曲げ起こし部の下端部よりも下方に突出して前記底板と当接している、ことを特徴とする。

10

20

30

40

50